

受動喫煙対策について（受付日：令和7年3月17日）

Q 宇部市の受動喫煙対策の現状について、教えて欲しい。

A 受動喫煙に関しては、令和2年4月に健康増進法の一部を改正する法律が全面施行され、本市でも「山口県たばこ対策ガイドライン」に基づき、望まない受動喫煙の防止に向けた取組を推進しています。

具体的には、不特定多数の方が利用する施設の「原則屋内禁煙」、通路・出入口・子どものいる空間などから喫煙場所を10m以上離す「10メートルルール」や「喫煙場所を設置する際の配慮義務」の周知啓発等を実施しています。

令和4年度には、職員が市内のショッピングセンターやスーパー・コンビニ等の事業所を訪問し、喫煙場所の再点検をはじめ、受動喫煙のない環境づくりに向け、協力を要請いたしました。

そのほか、ポイ捨てや公共の場所における喫煙マナーの向上に関する条例を制定し、地域の環境美化等も推進しています。

しかしながら、これまで、路上や公園等の屋外空間における受動喫煙対策については具体的な対策が取れておらず、人が集まる状況下での禁煙や喫煙マナーについて市民からの声も寄せられており、令和6年度からは、まちなかにおける分煙環境整備について、検討を開始したところです。

今後も引き続き、子どもから大人まで多くの方が安心していただけるよう、受動喫煙防止に向けた取組を推進してまいります。

健康福祉部 健康増進課